通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業
デイサービスおきな　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、医療法人社団若葉会が設置運営するデイサービスおきな（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる者（以下「従業員」という。）が、要介護状態と認定された（総合事業にあっては要支援状態）利用者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業員は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　デイサービスおきな

②　所在地　富山市石金一丁目２番 30 号

（職員の職種、員数の及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①　管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　従業者

生活相談員　１名以上

看護職員　　１名以上

介護職員　　５名以上

機能訓練指導員　２名以上

従業者は、指定通所介護及び総合事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日　月曜日から日曜日までとする。ただし年末年始を除く。

② 営業時間　午前7時30分から午後6時30分までとする。

③ サービス提供時間　午前8時00分から午後5時までとする。

④ 延長サービス時間　午後5時から午後6時まで

（利用定員）

第6条　利用定員は1日35名とする。但し、総合事業の利用者も含む。

（通所介護の内容）

第7条　介護サービスの内容は次のとおりとする。

① 生活指導（相談援助等）

② 機能訓練（日常生活動作訓練）

③ 介護サービス

④ 健康状態の確認

⑤ 送迎サービス

⑥ 給食サービス

⑦ 入浴サービス

⑧ その他利用者に対する便宜上の提供

（利用料）

第8条　介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告知上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

① 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費

② 食事の提供に要する費用（朝食555円、昼食655円、夕食775円）

③ 特別行事費として行事に係る相当な費用

④ その他指定通所介護及び総合事業において提供される便宜上のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3　キャンセル料について

① 　利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の中止、変更がある場合にはサービスの実施日の前日9時までに担当の介護支援専門員と調整のうえ、事業所に申し出あった場合にはキャンセル料は無料とする。

② 利用予定日の前日9時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出があった場合、キャンセル料として重要事項説明書に定める料金を徴収する。

4　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第9条　通常の事業の実施地域は、富山市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第10条　従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
①気分が悪くなったときはすみやかに申しでる。
②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
③時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時における対応方法）
第11条　従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

（非常災害対策）
第12条　従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
2　管理者は、防火管理者を選任する。
3　防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
4　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）
第13条　事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を設けるとともに業務体制の設備に努める。
2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団若葉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（高齢者の虐待防止）
第14条　事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
① 虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。

2　高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には速やかに関係機関に通報する。

附　則

この規程は、平成29年1月10日から施行する。

平成29年4月1日改定

平成30年4月20日改定

令和2年6月1日改定

令和3年11月1日改定

令和6年4月1日改定